

本人同意等の手続における代諾のあり方について

検討事項

- 医療等に関する情報については、「利用目的の変更」や「第三者提供」における本人同意等の手続における代諾のあり方について検討してはどうか。
- 医療等情報個別法においては、本人同意等の手続における代諾のあり方について検討してはどうか。

(1) 個人情報保護法における代理人

- 現行の個人情報保護法では、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又は第三者提供の停止の請求（以下「開示等の求め」という。）に関しては、以下の代理人によってもすることが可能であると規定されている。
 - ① 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
 - ② 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人
- 一方、本人同意が必要とされている「利用目的の変更」や「第三者提供」については、代理人に関する規定は特に置かれていない。

(2) 本人同意等の手続における代諾のあり方を検討する必要性

- 本人同意が必要とされている「利用目的の変更」や「第三者提供」について、医療等の分野では、重症患者や認知症の患者に関する情報や死者に関する情報の取扱など、本人同意が確認できない場合も多い。
- 例えば、健康な時に取得した情報を、症状の悪化や死亡等により本人同意がとれない状態になってから医学研究等で情報活用するような場合などがこれに該当する。
- 医療等情報個別法の検討においては、医療等の分野における具体的な場面を基に本人同意のあり方について検討している。情報の利活用という観点から本人同意を不要とするケースも考えられるが、本人同意等が必要とされる場合については、現行の個人情報保護法では特に規定がない本人同意の手続等における代諾のあり方について検討してはどうか。

【参考】

<個人情報保護法における代理人の規定>

○ 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

（保有個人データに関する事項の公表等）

第二十四条（略）

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- 二 第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合

3（略）

（開示）

第二十五条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

2～3（略）

（訂正等）

第二十六条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2（略）

（利用停止等）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者へ

の提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(開示等の求めに応じる手続)

第二十九条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項、第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

2 (略)

3 開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。

4 (略)

○ 個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）

(開示等の求めをすることができる代理人)

第八条 法第二十九条第三項の規定により開示等の求めをすることができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

二 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

<個人情報保護法において本人の同意を求めているもの>

○ 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

(利用目的による制限)

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ない

で、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

<代理人の権限>

○民法（明治二十九年法律第八十九号）

（権限の定めのない代理人の権限）

第百三条 権限の定めのない代理人は、次に掲げる行為のみをする権限を有する。

一 保存行為

二 代理の目的である物又は権利の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為

<医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン>

Ⅲ 医療・介護関係事業者の義務等

1. 利用目的の特定等（法第15条、第16条）

（2）利用目的による制限の例外

（略）

○ 患者が未成年者等の場合、法定代理人等の同意を得ることで足りるが、一定の判断能力を有する未成年者等については、法定代理人等の同意にあわせて本人の同意を得る。

○ 意識不明の患者や重度の認知症の高齢者などで法定代理人がいない場合で、緊急に診療が必要な場合については、上記（2）②に該当し、当該本人の個人情報を取り扱うことができる。